RRA
국립전파연구원 NATIONAL RADIO RESEARCH AGENCY
通信機器の適合性評価制度
2013. 3.
방송통신위원회

目次
1 適合性評価制度の改訂
2 適合性評価制度の主な内容
3 市場監視制度
RRA
국립전파연구원

1 適合性評価制度の改訂(1)

要約

- 認証制度の変更は、種々の複合機器の取り扱いの増加への対応および主要な貿易相手とのFTA交渉のために等しい適合性評価制度の水準を導入することが必要。
  - ✓ 認証制度を、政府が導く制度から、民間主導の適合性評価制度にすることでビジネスフレンドリーな環境を作る。
  - ✓ 関係法令：改正電波法58条2～58条11 (2010.7.23公布, 2011.1.24施行)

新認証制度

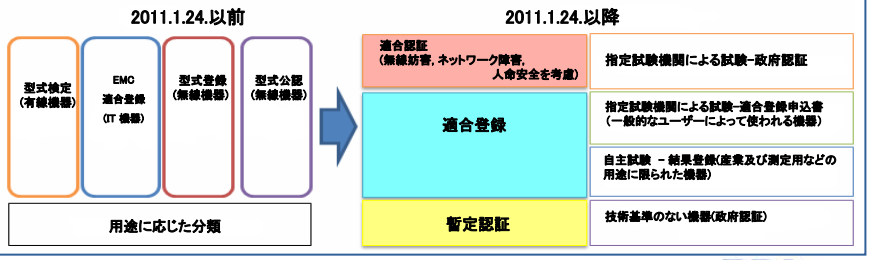

RRA 국립전파연구원

1 適合性評価制度の改訂(2)

適合性評価制度の分類

通信装置の危険性によって等級分けされる認証タイプの再分類(例: 無線障害、及び人命安全)

- **適合認証(電波法58条2.2)**
  - ✓ 電波障害、人命の安全等の人体に有害な影響を及ぼす装置、あるいは通信ネットワークの安全とサービスに影響を及ぼす装置は政府により認証される。
    (例：海洋レーダー, H/VF/UHF送信機, 電子交換機)
- **適合登録(電波法58条2.3)**
  - ✓ 適合認証の対象となる装置に比べて人体への影響が小さい装置は指定試験所で試験を実施する(例：微弱電波装置, 分配器, パーソナルコンピューター)
  - ✓ 供給者に登録する権利を認めた自己試験登録制度を導入する。
    (例：スペクトラムアナライザー, 工業用コンピューター 等)
- **暫定認証(電波法58条2.7)**
  - ✓ 技術基準制定後一定期間内に公式認証を取得し、電磁環境に対する安全保障の範囲内で評価基準がない新製品を認証するため国内の販売を考慮した制度

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(1)

適合認証制度

- **適合認証**

  □ 関連法令
  - ✓ 電波法 58条2-2, 電波法施行令77条-2, 告示5号～7号

  □ 対象機器の分類基準
  - ✓ 電磁環境及びネットワークに弊害がある放送及び通信機器
  - ✓ 電磁波及び電磁波による通常の作用によって障害を生ずる放送及び通信機器
  - ✓ 人体と生命の安全に危害を及ぼす可能性があると判断するその他の放送及び通信機器

  暫定認証, 型式登録及び型式認可のほとんどの機器が該当

- **提出書類 : 6 種**

  ①ユーザーマニュアル ②試験報告書 ③外観図 ④部品配置図 あるいは 配置写真
  ⑤回路図 ⑥委任状(代理人を指名した場合)

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(2)

適合登録制度

- **適合登録**

  □ 関連法令
  - ✓ 電波法 58条2.2, 3, 4, 電波法施行令 77条3, 告示 8号～10号

  □ 対象機器の分類基準

  ✓適合登録対象機器
  - ➢ 適合認証と自己試験適合登録の対象ではない装置
  - ✓ 自己試験適合登録の機器
  - ➢ 測定・試験に使われる放送及び通信機器.
  - ➢ 産業・科学の目的に使われる放送及び通信機器.
  - ➢ 機器の特性や用途によって指定試験機関で試験しない放送及び通信機器.

- **提出書類 : 6 種**

  ✓① 適合性評価規格を満たすことを証明する申込書,
  ✓② 委任状(代理人を指名した場合)

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(2-1)

適合登録制度

- **試験所 & 自己試験の書類**
  - ✓ 適合性評価規格に従っていることを証明する文書
  - ✓ 委任状(代理人を指名した場合)
  - ✓ ユーザーマニュアル、試験報告書、外観図、部品配置図あるいは 配置写真、回路図
  - ✓ 適合登録で派生モデルを登録する際は関連する文書を提出する
  - ✓ 変更の際は関連する文書を提出する
- **複合機器の認証プロセス**

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(3)

暫定認証

- **要約**
  - □ 関係法令
    - ✓ 電波法58条2.7号
    - ✓ 電波法施行令77条5号 告示11号 ~ 14号
  - □ 暫定認証制度の運用

対象装置	新技術を利用しているため適用できる規格がない。
認証基準	最小限の技術的要件を適用 (アンテナ出力, 不要輻射, 周波数等)
認証条件	有効期限, 設置範囲を制限
公式認証	技術基準の制定後定められた期間内に正式な認証で取り締まるよう義務づける

- **必要書類**
  - ✓ ①技術資料 ②内部試験結果説明書 ③ユーザーマニュアル ④外観図
    ⑤部品配置図あるいは配置写真 ⑥回路図 ⑦委任状(代理人を指名した場合)

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(4)

適合性評価手順

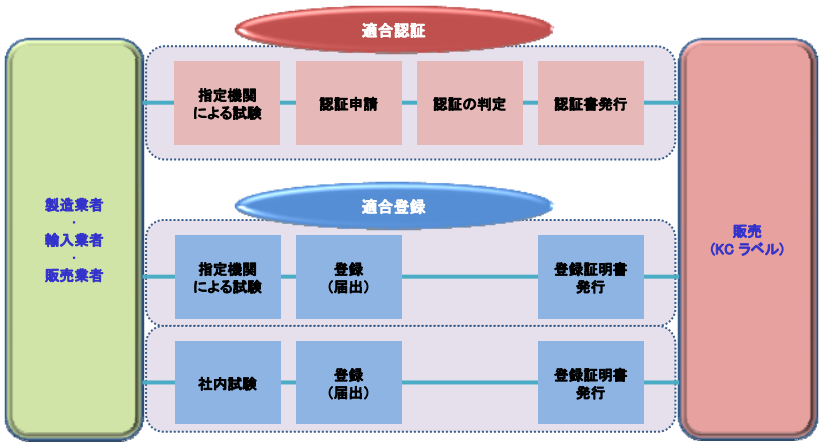

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(5)

提出書類

適合認証	適合登録
▪ ユーザーマニュアル ▪ 試験報告書 ▪ 外観図 ▪ 回路図 ▪ 部品配置図あるいは外観(写真) ▪ 委任状	▪ 規格の評価基準に適合している事を示す認証書 ▪ 委任状 登録者保管 ▪ 規格の評価基準に適合している事を示す認証書 ▪ ユーザーマニュアル ▪ 試験報告書 ▪ 外観図 ▪ 回路図 ▪ 部品配置図あるいは写真

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(6-1)

適合性評価装置変更の制度

□ **関係法令**

- ✓ 電波法 58条2.5、電波法施行令 77条4、告示 15号～17号

□ **提出書類**

適合評価規格に関する変更	適合性評価で試験された機器の管理に対する変更
✓ 試験報告書の添付 ✓ 変更を証明する添付資料 ➢ 装置の外観、回路図、部品配置図、写真といった関係資料を提出	✓ 派生モデル番号、製造者、原産国の変更：変更申請書のみを提出 ✓ 変更した会社名、代表者、所在地：関連する証明書類を添付 ➢ 継承もしくは法人の譲渡、合併、分社（営業譲渡を含む） ➢ 会社名の変更もしくは個人事業から法人への変更

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(6-2)

変更の範囲

適合評価規格に関する変更	適合性評価で試験された機器の管理に対する変更
✓ 回路変更(プリント回路を含む) または 削除、置換、要素部品を追加した場合 ✓ 試験した最終製品または選択した使用法の変更(記号コードに影響してはならない)から部品を削除、置換、追加をした場合 ➢ 試験したコンピューターに内蔵する部品の削除は、適合評価規格に関する変更には該当しない。 ✓ ソフトウェアによって新しい機能を実装/追加することによって、適合性評価制度の試験項目を変更する場合 ➢ 利用者がソフトウェアをインストールして使うことが可能なコンピュータ、スマートホン、スマートTVは除く	✓ モデル名を変更した場合 ✓ 製造者または原産国を変更した場合 ✓ 会社名、代表者、所在地を変更した場合: 証明できる文書が必要 ➢ 相続(継承)もしくは法人を譲渡、合併、分社するとき ➢ 法人の個々の事業を変えたとき(代表者は同じでなければならない) ➢ 単に、会社名、代表者、所在地を変えるとき

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(7-1)

適合性評価免除の制度

- **適合評価の免除**
  - 関係法令
    - ✓ 電波法 58条3、電波法施行令 77条6、告示 18号～20号
  - 適合性評価免除のための申請手続き

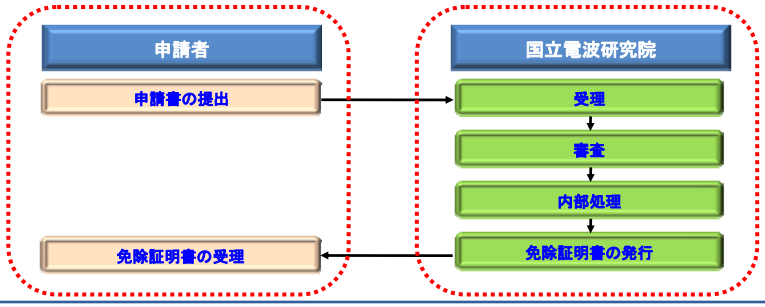

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(7-2)

適合性評価免除の制度

- **完全な適合性評価の免除**
  - ✓ 評価、研究、技術開発、展示会または国際コンテスト用に製造もしくは輸入した場合
    - ➢ 放送通信サービスや製品の評価、研究、技術開発を目的とする装置：100ユニット未満
  - ✓ 韓国国内市場向け製品ではなく、輸出専用の製品

- **部分的な適合性評価の免除**
  - ✓ 電波法により免除され、他の韓国製品規制に基づき対応した指定試験所のEMCの試験結果を提出した場合。
    - ➢ [産業標準化法]第15条に従って認証された品目
    - ➢ [電気用品安全管理法]に従って、安全認証、安全検査と自律安全確認報告を受け取っている電気器具
    - ➢ [品質管理と産業安全法]に従って安全認証された産業機器
    - ➢ [自動車管理法]に従って自己認証されている自動車
    - ➢ [消火制度の設置保守、安全管理に関する法]に従って、型式承認された防火用具
    - ➢ [医用機器法]に従って、認可を取得している医療機器

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容 (8)

適合性評価の取り消し

- **関連法令**
  - ✓ 電波法 58条4
  - ✓ 電波法施行令 77条7
- **適合性評価の取り消し**
  - □ 適合性評価の訂正、撤回、取り下げの処置、もしくは製品の製造、輸入、販売、使用停止の処置
    - ✓ 適合性評価の不適合の場合
    - ✓ 適合性評価の行われていない場合、もしくは誤って行われた場合
    - ✓ 適合性評価の変更が報告されない場合
    - ✓ 適合登録の申請者が関連資料を保管していなかった場合
  - □ 適合性評価の取り消し
    - ✓ 適合性評価を不正や虚偽の方法で取得した場合
    - ✓ 罰則や改善命令に従わなかった場合

適合性評価の取り消しを受けた申請者は、取消日から1年間は対象装置の適合性評価を受ける事ができない

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容 (9-1)

適合性評価マーク

- **関連法**
  - ➢ 電波法 58条2.6 告示23号
- **韓国統合KCマークの使用**
  - ➢ 2011年1月24日より適用
  - ➢ 機器の製品本体と梱包の両方に表示する(KCマークと識別コード)
  - ➢ 適合性評価情報:小さな製品または設計に対する影響を考慮して、ユーザーマニュアルに表示させる事ができる。
- **適合性評価マーク**

[基本表記] [表示方法]

識別コード

識別コードは、目立つところに表示する

RRA 국립전파연구원

2 適合性評価制度の主な内容(9-2)

適合性評価の表示

- **適合性評価番号表示方法**

K	C	C	–	C	R	M	–	A	B	C	–	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
①				②		③	④			⑤														⑥
放送機器と通信機器の識別				基本認証情報の識別				申請者情報の識別				製品識別												

- ✓ ① 識別コード"KCC"は、放送機器と通信機器を示す
- ✓ ② 認証分類の識別コード
  - ➢ 適合認証:C(Certification)、適合登録:R(Registration)、暫定認証:I(Interim Certification)
- ✓ ③ 試験分類の識別コード
  - ➢ 無線分野:R(Radio)、有線分野:T(Telecommunication)、電磁波分野:E(Electromagnetic Wave)、複合機能の有線・無線・電磁波分野:M(Multi Function)
- ✓ ④ 申請装置分類の識別コード
  - ➢ 製造装置:M(Manufacture)、輸入装置:I(Import)、販売装置:S(Sale)
- ✓ ⑤ 申請者の識別コード
- ✓ ⑥ 申請者の製品分類の識別コード (英数字の組み合わせも可)

2 適合性評価制度の主な内容(9-3)

適合性評価の表示

- **適合性評価表示方法**

表示方法 = KC マーク + 識別コード + 適合性評価情報

KC マーク: 製品上、および包装上に表示
適合性評価情報: 取扱説明書に表示

- ✓ KCマークの色は紺であるべきだが、場合によっては背景と異なる色であれば任意の色を使用できる。
- ✓ 適合性評価情報(会社名、製品名、モデル番号、製造日、製造業者、原産国)は、製品のデザイン、大きさに合わせて変更することができる。適合性評価情報は取扱説明書に記載することができる。
- ✓ 適合性評価表示は、オンラインで販売およびレンタルする製品にも必要。
- ✓ 製品サイズが非常に小さい場合、小さな製品への適合性評価表示を省略することができる。
- ✓ 埋め込み型ペースメーカーは、外包装の表示でよい。

2 適合性評価制度の主な内容(10)

適合性評価料金

- **関係法令**
  - ✓ 電波法施行令97条2 （別表14-2）
- **適合性評価料金**

適合性評価の種類	料金
適合認証および暫定認証	165,000 won
適合登録	55,000 won

- **適合性評価変更料金**

区分	適合評価の種類	料金
適合性評価規格に関する変更	適合認証	165,000 won
	適合登録	55,000 won
適合性評価規格に関連しない変更	適合認証	5,000 won
	適合登録	2,000 won

RRA 국립전파연구원

3 市場監視制度(1)

調査および措置

- **関係法令**
  - ✓ 電波法 58条11, 71条2
  - ✓ 電波法施行令 117条 2, 118条
  - ✓ 告示 21号 ～ 22号
- **市場監視とは？**
  - ✓ 適合性評価を受けている放送機器･通信機器について、適合性評価表示及び適合性評価規格に従って販売･流通されているかどうかを調査･確認及び試験し、その結果に従った行政処分などを行う事
- **不適合報告**
  - ✓ 適合性評価を受けた機器に重大な欠陥または適合性評価規格に従っていないことがわかった場合、適合性評価を受けた者自身がその事実、不適合事項を是正、またはその他必要な措置を遂行し報告する。

RRA 국립전파연구원

3 市場監視制度(1-1)

調査および措置

- **市場監視手順**

RRA 국립전파연구원

3 市場監視制度(2)

行政上の罰則基準

- **適合性評価を受けた者への行政上の罰則基準**
  (電波法施行令118条1, 別表 23)

違反	法的基準	行政上の罰則基準		
		1st	2nd	3rd
適合性評価規格に従っていない放送機器・通信機器の場合	58条4.1.1	是正命令	製造、輸入および販売の停止命令(2ヶ月)	取消
適合性評価のマークがない場合	58条4.1.2	是正命令	製造、輸入および販売の停止命令(1ヶ月)	製造、輸入および販売の停止命令(2ヶ月)
適合性評価マークの疑わしい使用	58条4.1.2	取消	-	-
適合性評価の変更が報告されていない場合 A.適合評価規格に関連のある事項の変更申告がされていない場合	58条4.1.3	是正命令	製造、輸入および販売の停止命令(2ヶ月)	取消
B. A以外の事項に関して変更申告をしていない場合		是正命令	是正命令	是正命令
関連書類の不備で、58条2.1に違反する場合	58条4.1.4	是正命令	製造、輸入および販売の停止命令(2ヶ月)	製造、輸入および販売の停止命令(4ヶ月)
適合性評価を偽って受けた、または非合法的な方法で受けた場合	58条4.2.4	取消	-	-
58条4.1に従った改善措置を実施しなかった場合	58条4.1.2	取消	-	-

RRA 국립전파연구원

3 市場監視制度(3)

過料

- 放送機器・通信機器の罰則についての過料規則

(電波法施行令 124条1, 別表28)

(Unit: 10,000 won)

違反	法的基準	過料		
		1st	2nd	3rd
58条2.4に違反して証明登録後に関連する書類を準備していない場合	90条5.2	100	200	300
58条2.5に違反して変更を報告していない場合	92条4	50	70	100
58条2.6に違反して適合性評価を受けていることを表示せずに販売・レンタルした者、販売・レンタルを目的に陳列・保管、または運送したり、無線局・放送ネットワークに設置した場合	90条5.3	100	200	300
58条2.7に違反して暫定的な証明の条件を守らない場合	92条5	50	70	100
58条6.1に違反して書類の提出の要求を拒否または妨げる場合	90条5.4	100	200	300
58条6.1および71条2.2(法令47の3.4を適用する場合を含む)に従って書類または機器の提出を拒否または妨げる場合	90条5.5	100	200	300

RRA 국립전파연구원

Thank you
ご静聴ありがとうございました。

CHOI, Namho

nhchoi@kcc.go.kr
+82-2-710-6603

RRA 국립전파연구원